

国民健康保険からのお知らせ

〈問い合わせ〉健康推進課 医療保険係国保担当 Tel (67) 2704



こんなときは届け出が必要です

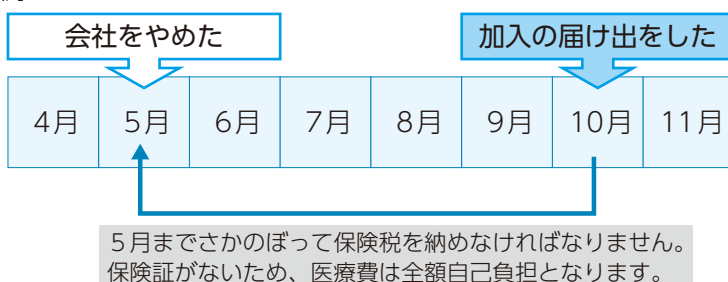
次のようなときは、必ず**14日以内**に役場 健康推進課の窓口へ届け出をしてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入	他の市区町村から転入してきた (職場の健康保険に加入していない場合)	転出証明書・印かん
	職場の健康保険をやめた 任意継続の有効期限が切れたとき	健康保険をやめた証明書(離職票など) 喪失証明書・印かん
	子どもが産まれた	母子健康手帳・印かん・預金通帳
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書・印かん
	外国籍の人が加入する	外国人登録証明書
国保をやめる	他の市区町村へ転出する	国民健康保険証
	職場の健康保険に加入した	職場の健康保険証 国民健康保険証・印かん
	死亡した	国民健康保険証・印かん・預金通帳
	生活保護を受け始めた	保護決定通知書・国民健康保険証
	外国籍の人がやめる	国民健康保険証・外国人登録証明書
その他	世帯主、住所、氏名を変更した 世帯を分けた	国民健康保険証・印かん
	保険証の再交付 (汚損・破損・紛失)	印鑑・保険証(汚損・破損の場合) 届出者の本人確認書類 【健康保険証・運転免許証・パスポート・医療受給者証 (介護・老人・身体障がい者手帳)】 ※別世帯の人に届出を依頼する場合は委任状が必要
	施設等に住所を移す 修学の為、別に住所を定める	学校や施設等の名称、所在地がわかるもの(在学証明書 など)・印かん

加入の届け出が遅れると

- 国民健康保険税は、加入の届け出を出したときからではなく加入の資格を得た月から発生します。手続きが遅れると、さかのぼって納めなければなりません。
- 保険証がないため、病院にかかったときには全額自己負担となります。

例えば……



やめる手続きが遅れると

- 保険証が手元にあるため、うっかりその保険証で医療を受けた場合には、国保が負担した医療費を後で返さなければなりません。
- 国保税と、職場で加入した健康保険料を二重に支払ってしまうことがあります。

